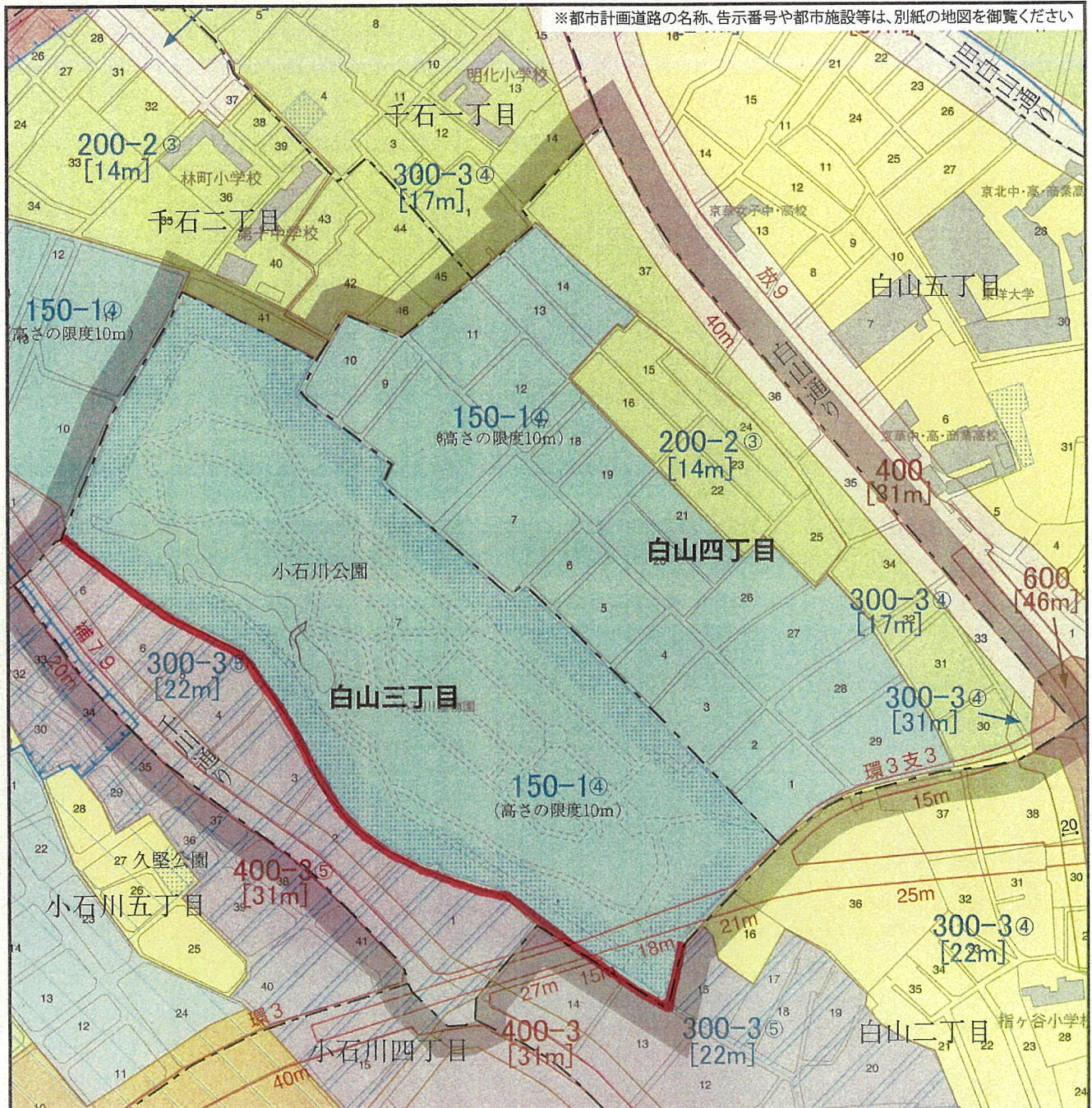


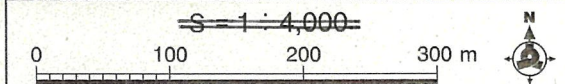
白山

三丁目・四丁目

26



●路線式指定の用途境について  
 路線式用途地域の箇所で、都市計画道路の場合の用途境は、都市計画道路端から2.0m(一部3.0mあり)であり、現況道路端からではありません。  
 ただし、都市計画道路が完了している場合は、現況の道路端からとなります。



凡例

防火地域は赤数字、準防火地域は青数字  
 容積率 300-3⑤ ← 日影規制値  
 (%) 斜線型高さ制限(種別)  
 絶対高さ制限(高度利用地区は除く)

⑤ : 5時間-3時間  
 ④ : 4時間-2.5時間  
 ③ : 3時間-2時間

測定水平面  
 第一種低層住居専用地域 1.5m  
 上記以外の用途地域 4.0m

建ぺい率(%)	
第1種低層住居専用地域 60	第1種文教地区
第1種中高層住居専用地域 60	第2種文教地区
第2種中高層住居専用地域 60	特別工業地区
第1種住居地域 60	[4] 第4種中高層階住居専用地区
第2種住居地域 60	[15m] 第2種風致地区
近隣商業地域 80	上野・浅草駐車場整備地区
商業地域 80	最低限度高度地区 7m
準工業地域 60	[高] 高度利用地区 1~10